

中核市への移行について（概要）

1. 中核市移行について

（1）中核市制度の概要

従前、政令指定都市を除く市町村は、法律によって、基本的に同じ事務権限が認められていましたが、そうした中、人口規模や行政能力などが比較的大きい都市の事務権限を強化し、より住民の身近なところで行政を行うことを目的として、平成7年に発足した都市制度が「中核市」です。

（2）中核市移行の背景〔要件緩和〕

地方自治法の一部改正に伴い、平成27年4月からは「人口20万人以上」を要件とする特例市が廃止され、中核市の要件が「人口30万人以上」から「人口20万人以上」に引き下げられました。

※人口261,101人(平成22年国勢調査)を有する本市も中核市要件を満たすこととなりました。

（3）移譲される事務権限

中核市移行に伴い、長崎県から本市へ、35事務611項目（うち法定移譲事務：35事務586項目）の事務権限が移譲されます。

（4）中核市移行の目的

「第6次佐世保市総合計画」(基本構想:平成20年度から29年度)で掲げる将来像『ひと・まち育む“キラっ都”佐世保』の実現に資する取組みとして、中核市への移行を目指します。

- ・市民満足度のさらなる向上を図ります。
- ・ひと(市民)が中心の自立したまちづくりを進めます。
- ・圏域全体の発展をけん引する中心的な役割を果たします。

（5）中核市移行の効果

- きめ細かな行政サービスの提供
- 行政サービスの利便性の向上、事務の迅速化
- 特色のあるまちづくりの推進
- 新たな都市戦略の展開

※国が新たに創設した「連携中枢都市等を中心とした広域連携の制度」の活用も視野に入れた展開。

2. 移譲事務の区分・事務項目数

長崎県から移譲される事務権限に係る区分、根拠法令等による区分数並びに事務項目数〔35事務611項目(うち法定移譲事務:35事務586項目)〕は次のとおりです。

※下表は、平成27年1月末時点の数であり、国(総務省)による精査、法改正等の事由により、中核市移行時までに変更となる場合があります。

区 分	根拠法令等による区分数	事務項目数				
		法 定	補助要綱	任 意		
				単 独	特例条例	
① 民生行政に関する事務	17	399	8	7	0	
② 保健衛生行政に関する事務	4	12	0	0	0	
③ 環境行政に関する事務	5	93	0	0	3	
④ 都市計画・建設行政に関する事務	3	58	0	3	1	
⑤ 文教行政に関する事務	4	20	1	2	0	
⑥ その他の事務	2	4	0	0	0	
計	35	586	9	12	4	

<事務項目数の区分>

- 法定《法定移譲事務》……………中核市移行に伴い法律・政令に基づき実施する事務。
- 補助要綱……………上記以外の事務で当該事務が補助要綱で明らかにされているもの。
- 任意《任意移譲事務》……………法定移譲事務以外の事務で、単独事務や特例条例事務等がこれに当たる。
 - ・単独（単独事務）……………長崎県のお務のうち、法定移譲事務に関連している事務。
 - ・特例条例（特例条例事務）……長崎県が行う事務のうち、県の特例条例に基づき、県が当該事務費を負担し、市が実施する事務。

3. 移譲事務の主な内容

長崎県から移譲される事務権限の主な内容は次のとおりです。

区 分	主な事務項目
民 生	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳の交付、身体障害者相談員の委託 ○保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の設置認可、指導監査 ○民生委員の定数決定、厚生労働大臣に対する民生委員の推薦等 ○社会福祉審議会の設置 ○母子寡婦福祉資金の貸付け、母子自立支援員の委嘱 など
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○動物取扱業の登録等に関する事務(犬及びねこの引取り) など
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置届出受理等、ダイオキシン類の監視等に関する事務 ○公害防止統括者の選任の届出の受理等に関する事務 など
都市計画・建設	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物表示等の許可、除却等 ○サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務 など
文 教	<ul style="list-style-type: none"> ○市立小学校、中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の研修 など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○公職選挙法施行令に基づく身体障害者に対する書面での証明交付
	<ul style="list-style-type: none"> ○包括外部監査制度の導入 [※] ※移譲事務ではなく、地方自治法第252条の36第1項に基づく義務付け ○高度救助隊の設置 [※] ※移譲事務ではなく、消防法第36条の2の規定による「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」第5条に基づく設置

4. 今後の事務手続き

今後、中核市への移行に向けては、下表に示す主な事務手続きを踏みながら、作業を進めます。

《中核市移行の準備検討に係る経過及び今後の事務手続き》

時 期	主な工程
平成 26 年 5 月	●「地方自治法の一部を改正する法律」成立・公布
平成 26 年 7 月	●長崎県への事前調査「中核市制度に係る事務影響調査」の依頼
平成 26 年 9 月	●長崎県から事前調査「中核市制度に係る事務影響調査」の回答 ●長崎県への「中核市移行に係る協議・調整」の依頼
平成 26 年 10 月～	●庁内及び長崎県との準備検討作業 ●市長から長崎県知事への中核市移行に係る協力要請 ●総務省ヒアリング
<p>◆「地方自治法の一部を改正する法律（中核市制度と特例市制度の統合）」施行[平成 27 年 4 月]以降における主な事務手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総務省・長崎県との法定手続きにあたっての協議・調整 ●市において、市議会への「指定申出議案」の提案 ●市において、長崎県知事への「指定申出」に対する同意の申入れ ●長崎県において、長崎県議会への「指定申出に対する同意議案」の提案 ●長崎県において、長崎県知事の「指定申出」への同意 ●市において、総務大臣への「指定を求める申出」 ●中核市の指定の閣議決定、政令公布 ●市において、市議会への関係条例の制定・改廃に係る議案の提案 ●長崎県から市への移譲事務に関する事務引継ぎ <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>6～8月</p> <p>9～10月頃</p> <p>11～12月頃</p> <p>法定手続き</p> </div>	